

看護職員等処遇改善事業に係る県照会分（県→国）Q&A

問1 賃金改善を月額給与に上乗せして行うこととした場合、その結果として、「勤務一時間当たりの給与額」が上がり、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当が上振れすることになるが、この上振れ分（賃金改善した結果としてのその他影響額）については、補助対象になるのか。

答1 補助対象となります。ただし、令和4年4月分以降の賃金改善は、本補助金による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが必要です。そして、基本給等の引き上げにより影響がでる手当も、賃金改善額として補助金を充てる対象になります。それら基本給や手当、連動する給与について合計した金額に対して補助金を充てることができます。

問2 賃金改善を月額給与に上乗せして行うこととした場合、その結果として、期末勤勉手当の算定基礎としての「給料の月額」が上がり、期末勤勉手当が上振れすることになるが、この上振れ分（賃金改善した結果としてのその他影響額）については、補助対象になるのか。

答2 補助対象となります。ただし、令和4年4月分以降の賃金改善は、本補助金による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが必要です。そして、基本給等の引き上げにより影響がでる手当も、賃金改善額として補助金を充てる対象になります。それら基本給や手当、連動する給与について合計した金額に対して補助金を充てることができます。

問3 実施要綱1（4）では「本事業による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。」とされているが、上記問1及び問2について、仮に補助対象になるとした場合、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ったことになるのか。若しくはその他3分の1分での対応として整理されるのか。

答3 3分の1分での対応として整理されることとなります。

問4 （上記問1から問3について、仮に補助対象にならないとした場合、）実質的な病院負担が生じないよう、賃金改善分については、「勤務一時間当たりの給与額」及び期末勤勉手当の算定基礎としての「給料の月額」に反映させないといった取扱いは可能であるか。

答4 「勤務1時間当たりの給与額」及び「期末勤勉手当」が各自治体・各医療機関の給与規定によりどう定められるかによるものと思われませんが、基本給に上乗せした場合は、上記の算定基礎に反映させないといった措置はできないものと考えられます。

問5 県内 A 病院は、令和4年4月から B 病院と合併（統合）します。A 病院及び B 病院ともに対象要件を満たしている場合、

A 病院について

- 1 令和4年2月から3月分までについて「事業計画書」を提出してもらえばよいのか
（※令和4年9月分までは、病院が存在しないので提出はできない。）
- 2 それとも、令和4年9月までの全期間について、病院が存在しないため事業計画を立てることができないので、補助対象外となるのか

B 病院について

- 3 事業計画において、現人数で事業計画書を作成し、A 病院が吸収された後の看護職員人数については、その増員分も含めて実績報告をもらい、精算する方法でよいか。

答5 合併前の統合後存続する病院が要件を満たしていて、合併後に統合された医療機関の職員も同様の取扱となるのであれば、本補助金の支給対象となります。

※新卒が4月以降入職されて同じ賃金体系で処遇されれば新卒看護師も対象となるのと同じ考え方で構いません。

問6 基本給又は毎月決まって支払われる手当により補助額の 2/3 以上のベースアップすることが補助金の支給要件とされておりますが、「毎月決まって支払われる手当」として、「本院に勤務する看護師が、看護業務に従事した場合に月額 4,000 円支給する」といった内容の月額特勤を支給することは、補助金の支給要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。

答6 可能です。